

議 第 200 号

令和 2 年 9 月 4 日提出

熊本市立図書館設置条例の一部改正について

熊本市立図書館設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本市立図書館設置条例（昭和 28 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 電子図書館に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（くまもと森都心プラザ条例の一部改正）

2 くまもと森都心プラザ条例（平成 22 年条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第 4 号」の次に「及び第 5 号」を加える。

（提出理由）

図書館が行う事業として電子図書館に関することを追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。